

FIT/FIP対応に向けた新たな動き (輸入木質バイオマス関連)

SGEC/PEFCジャパン

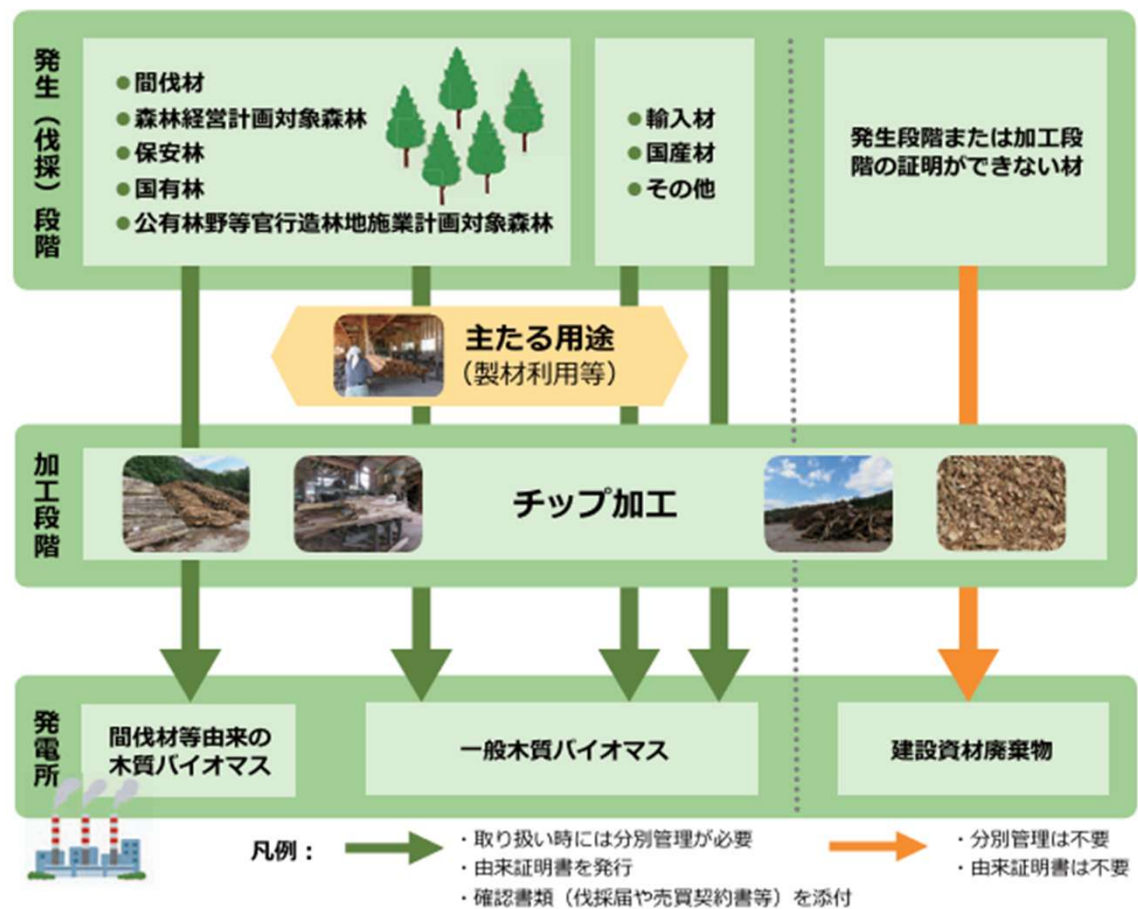
FIT/FIP制度の概要

発電事業者が燃料の種類に応じて国が定めた価格で電気を買い取る制度
(10,000kW以上の場合は入札により価格が決定。)

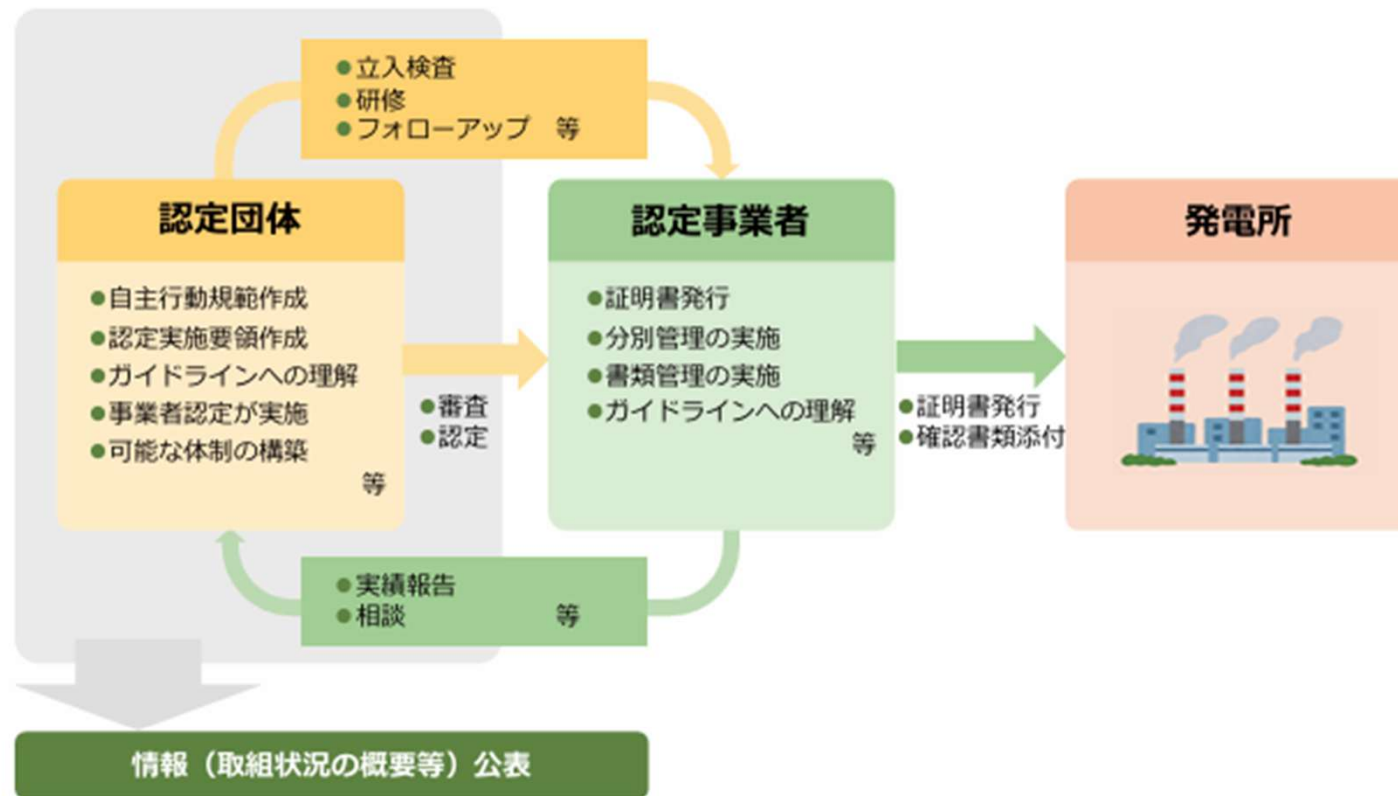
現在は、再生可能エネルギー供給事業者が販売した電気の価格に応じて一定の
補助金(プレミアム)が支払われる**FIP制度**に移行中。)



木質バイオマスのタイプ



事業者認定の仕組み



出典：(一社)日本バイオマスエネルギー協会 運営マニュアル

合法性と持続可能性の検証に加え、温室効果ガス排出量(GHG)の算定確認も必要

- ・ FIT/FIP制度においては、1,000kW以上の発電事業者に対する 2022年度以降の認定案件について、2026年4月1日 から燃料のサプライチェーン上の各社において、[ライフサイクルGHGを確認できる認証を取得すること](#)及び各バイオマスのライフサイクルGHG排出量が調達毎に、基準値(2029年度までは50%(90g-CO₂eq/MJ電力)、2030年度以降は70%(54g-CO₂eq/MJ電力))を下回ることが認定の要件
- ・ 現時点においてFIT/FIP制度における輸入木質バイオマスのライフサイクルGHGを確認できると認められる第三者認証は以下のとおり。
 - ・ [SBP\(Sustainable Biomass Program\)](#)
 - ・ [GGL\(Green Gold Label\)](#)

FIT持続可能性WG： 輸入木質バイオマスについて、PEFCのGHG第三者認証に関し検討

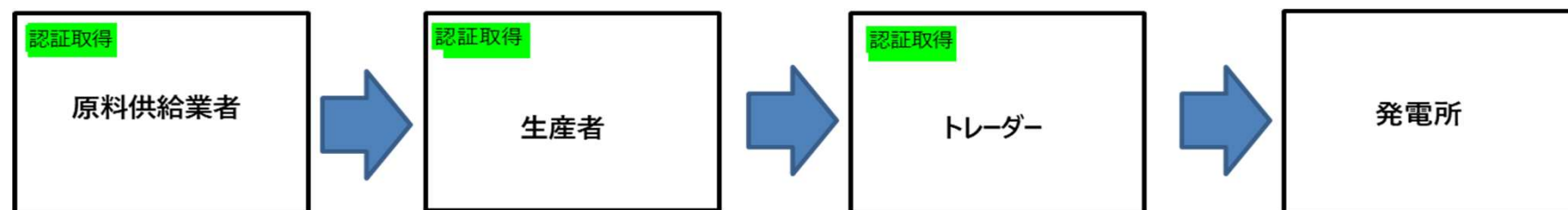
現在、5月末までの経産省の承認に向け、PEFCにおいてモジュール規格を策定中

林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の改正

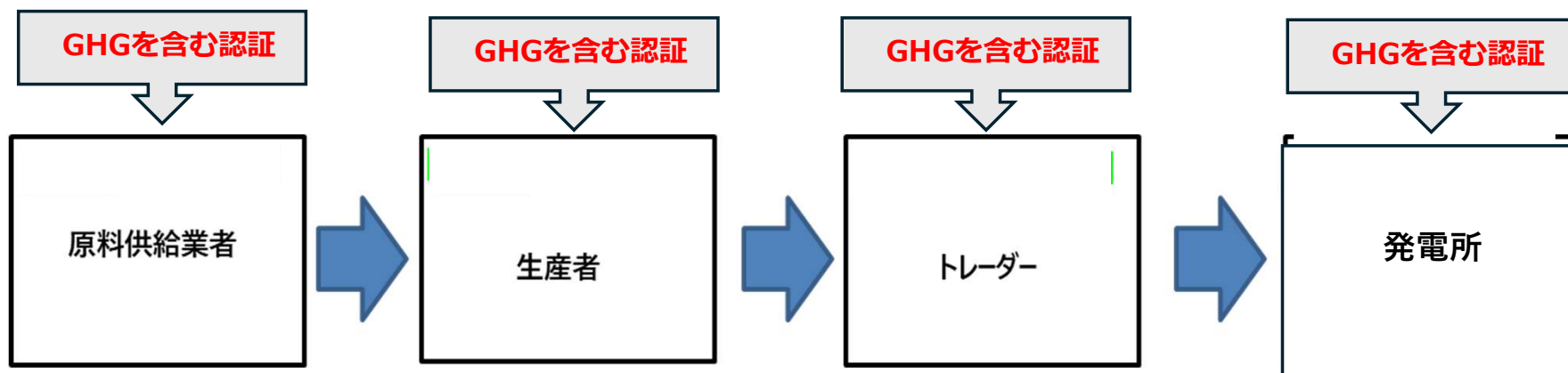
一方、最近公表された林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の改正において、輸入木質バイオマスの持続可能性(合法性)の証明として、PEFCが認めた木材であること示す書類を明記

1,000kW以上の発電事業者に対する 2022年度以降の認定案件

2022年3月31日以前のFIT認定 (猶予期間すなわち2026年3月31日まで)

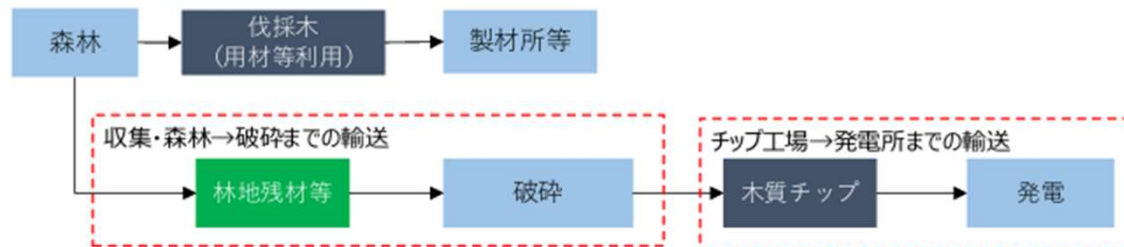


2022年3月31日以降のFIT認定 (猶予期間終了後すなわち2026年4月1日以降)



木質チップのライフサイクルGHG既定値の計算

林地残材等由来の木質チップ



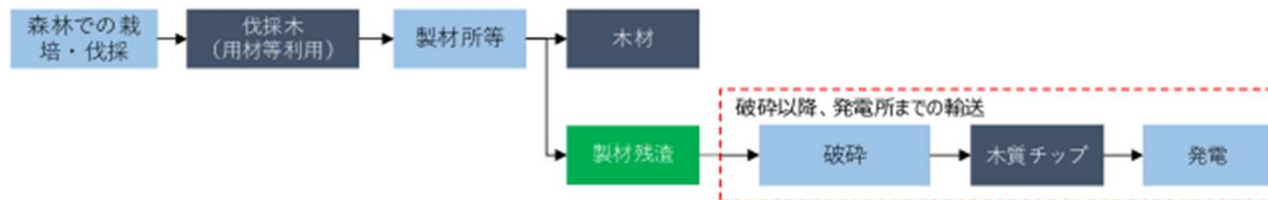
計算が必要な工程

その他伐採木由来の木質チップ



海上輸送の排出量に関しては、復路を空荷とする原単位を用いる

製材等残材由来の木質チップ



FIT/FIPスキームのための特定の要求事項

PEFCモジュール規格（案）のポイント

1 一般事項

- ・ 発電所を含むサプライ チェーン全体が有効なPEFC-COC認証書とFIT/FIP 認証書を保持
- ・ 以下の情報を年1回、前年度のPEFC FIT/FIP認証原材料およびバイオマス燃料の年間取引データを報告
 - a)PEFC認証原材料およびPEFC管理材原材料の割合
 - b)PEFC認証燃料およびPEFC管理材燃料の割合
- ・ 発電所は、会計年度ごとに、認証材と他の認証材である管理材及びPEFC管理材の量と比率、及び調達状況を追跡し、記録
- ・ 未稼働の発電所は、計画運用開始前に、PEFC FIT/FIP規格に基づく認証を受けることができる。

2 原材料の確認と生產品の宣言

- ・ 投入原材料の確認
FIT/FIP製品群に投入される原材料の各納入について、供給者から、その調達原材料が日本FIT/FIPおよびGHG要求事項に適合していることを証明する情報を取得
- ・ 生產品の宣言
顧客に対し、原材料の納入ごとに、当該原材料がFIT/FIPに適合していることを確認する宣言を提供

3 COC方式

- ・ 認証含有量の算出には、物理的分離方式またはパーセンテージ方式のいずれかを使用
- ・ DDSを実施し、当該原材料がCOCシステムに入る前に、リスクが極小であることの確認
- ・ FIT/FIP 製品グループレベルのGHGガス排出量データに関する情報を保持

4 GHG計算要求事項

- ・ 発電所は、以下のライフサイクルGHG削減基準を遵守
 - a) 2029年度までに燃料使用量を50%削減
 - b) 2030年度までに燃料使用量を70%削減
- ・ 発電所は、バイオマスの使用によるGHG排出削減量を計算
- ・ 発電所以外の組織は、GHG排出削減量の計算に必要なすべてのデータを提供
- ・ バイオマス燃料の使用によるGHG排出削減量を、既定値あるいは実測値のいずれかの方法で算定

5 認証機関に関する追加的要求事項

- ・ PEFC FIT/FIPスキームに基づく認証を提供するための認定要件
 - a) IAF加盟の認定機関によって実施されたISO/IEC 17065に基づく有効な認定を保持し、認定範囲にPEFC FIT/FIPスキームが含まれること
 - b) 認証機関が実測値計算の検証を行う場合、ISO/IEC 14065に基づく認定の保持
- ・ 認証機関がPEFC FIT/FIPスキームに基づく認証を提供するためには、有効なPEFC FIT/FIP公示が必要